

Ⅶ 農場部に関する規程

実習

(趣旨)

第1条 この規程は、実習を安全かつ、適切に実施すること及び農場部の関連施設を適切に管理・利用するために必要な事項を定めるものとする。

(実習の心得)

第2条 実習を行う際は、次の各号に掲げる事項に専念するものとする。

- (1) 実験実習を通して経営、生産の理論を体得する。
- (2) 実習時間中は、持ち場を守り、研究的かつ安全に留意して実習に専念する。
- (3) 農機具、家畜の取扱いは別に定める規程によって責任を持って、丁寧に扱う。
- (4) 実習事項は、綿密に記録する。
- (5) 各種当番は、別に定める規程に従って係職員の指導のもとに行う。
- (6) 実習、各種当番の集合及び解散は、係職員の指示により正しく速やかに行う。
- (7) 農薬、重要機械、その他危険物の取扱い、使用に当たっては係職員の指導のもとに行う。
- (8) 農業クラブ活動、技術検定、委託実習、休業実習等の行事及び実習は、積極的に参加する。

(実習の服装)

第3条 実習を行う際の服装は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 学校指定の実習服（帽子、履き物等）を正しく着用する。
- (2) 実習服にみだりに落書きしない。
- (3) メモ帳、筆記具は常に実習服のポケットに納めておく。
- (4) 実習前に係職員の服装検査を受ける。
- (5) 学校全体の一斉服装検査を定期的に受ける。
- (6) 実習服の貸し借りはしない。

(生産物取扱いの心得)

第4条 生産物を取扱う際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 生徒各自が資材についての基礎知識を体得し、正しい取扱いができるようにする。使用する資材を次に示す。

農薬、肥料、種苗、飼料、加工原料、その他の資材

- (2) 資材を使うときは係職員の指示を受け、使用後は所定の場所に返す。
- (3) 農作物は常に愛着をもち、その生長過程に適した栽培管理をする。
- (4) 農場においては許可なく農産物を採集しない。
- (5) 家畜を常に愛護し、その成長過程に適した飼育管理をする。
- (6) 農家の畑作物、家畜、森林等を愛護する。

- (7) 農産物の収穫は係職員の指示に従い丁寧に行う。
- (8) 食品生産物の取扱いには身体・服装を清潔にし、衛生に気をつける。
- (9) 収穫又は製品化された生産物は係職員の指示のもとで取扱う。
- (10) 販売するときは品名、単価、数量、価格を表示して販売する。
- (11) 生産物の販売は校内外を問わず現金とする。
- (12) 販売代金及び売れ残りの生産物は担当職員に渡す。
- (13) 自ら進んで実習をし、その実習を通して生産の喜びを味わう。

農薬の使用

(趣旨)

第1条 この規程は、農薬を安全かつ、適切に管理・使用するために定めるものとする。

(農具類及び施設の管理)

第2条 作業時に農薬の害を受けない完全な服装で実習ができるよう、次の用具を準備し、常に十分な手入れを行っておく。

ヘルメット・農薬散布用保護衣(上下)・帽子・ゴム手袋・ゴム前掛・ゴム長靴・保護マスク・保護用クリーム
--

- 2 農薬用の計量・調剤等の器具類は、専用として準備する。器具類にはそれを明記する。
- 3 防除機、施設等の点検整備及び修理は、安全な状態・方法で確実に行う。

(農薬保管上の注意)

第3条 農薬は、その保管場所を明確にし、施錠をして保管すること。なお、鍵は管理責任者が厳重に保管すること。

- 2 薬品類はラベルを明確に添付し、種別ごとに分類保管して誤りのないように注意すること。
- 3 保管又は使用中の農薬は火気に近づけないようにする。
- 4 農薬類の出し入れは係職員が責任をもって行い、所定の受け払い簿又は日誌にそれを記録し、在庫を常に明確にしておくこと。
- 5 管理責任者は定期点検を行い(每学期2回)薬品保管の厳正を図るように努めること。

(農薬取扱い上の注意)

第4条 農薬の使用に当たっては、その薬品の性質・使用の目的・使用上の注意などについて、事前指導を十分に行うこと。

- 2 農薬の配合調整をするときは、必ず指導教員の立ち会いのもとに実施し、事故防止に努めること。調整例を次に示す。
 - (1) 農薬散布の濃度は規定とおりとし、みだりに濃度を高めない。
 - (2) 薬液量は当日使いきってしまえる量であること。
 - (3) 乳剤の調整は原液を少量の水に溶かした後、徐々に所定量の水に希釈する。

- 3 農薬を散布するときは、風上に背を向けて行い、農薬が身体にかからないように注意すること。
- 4 身体に異常のあるときは農薬を使用してはいけない。
- 5 くん蒸剤使用時には、次の事項に留意すること。
 - (1) 周囲にガスがひろがらないようにする。
 - (2) くん蒸中は、その箇所に危険表示をする。
 - (3) ガス抜きを完全に行ってから作業を行う。
- 6 農薬が皮膚についたときは、直ちに石鹼でよく洗う。
- 7 薬剤散布に当たっては服装・保護具（雨ガッパ、マスク、手袋、その他）を完全にし、接触や吸入による中毒の防止に努める。
- 8 薬剤散布をするときは、原動機・ポンプ等と散布者との位置に注意して行う。
- 9 農薬散布作業は、同一人が長時間続けて行わないこと。
- 10 農薬散布後の残りの散布液は危険のないように、その日で処分する。
- 11 残った農薬は、密封密栓し、もとの保管場所に収納する。
- 12 作業服が濡れた場合は必ず着替え、洗濯してから着用する。
- 13 農薬の空き袋・空きビン等は農場に放置せず、適切に処分する。
- 14 保護衣・マスク・手袋等の保護具は十分に手入れして、次の作業のために保管する。
- 15 農薬・防除機等の後始末が終わったら、直ちに手足などを石鹼でよく洗う。
- 16 使用農薬・対象病虫害・使用方法・作業時間は、その日のうちに確実に防除日誌等に記入する。

(救急措置)

第5条 農薬散布作業によって身体に異常を覚えた場合は、直ちに届け出て医師の診断を受ける。

公用車両の使用

(趣旨)

第1条 この規程は、公用車両の管理並びに使用取扱い等の基準を示し、その効果的な運転及び安全使用を図ることを目的として定めるものとする。

(管理責任)

第2条 車両に関する管理責任者は、次のとおりとする。

- (1) 車両の総括管理は学校長がこれに当たる。
- (2) 各車両の管理責任者は年度始めに学校長がこれを定める。(様式は別表に示す。)
- (3) 安全運転管理者を置き、教頭がこれに当たる。

(使用区分)

第3条 車両の運行できる用務は、次のとおりとする。

- (1) 農場実習のため、貨物及び生徒の移送に関すること。
- (2) 農場実習に関する実験・実習並びに農場の運営・管理に関すること。

(3) 学校長が特に必要と認めたこと。

(使用手続及び承認)

第4条 車両を使用するものは、車両使用計画表に記入し、車両管理責任者を経て学校長の承認を受けなければならない。(ただし、緊急の場合は、その都度使用の承認を受けることができる。)

(車両管理責任者の遵守事項)

第5条 車両責任者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 運転者が常に安全運転に専念するよう指導すること。
- (2) 勤務時間外にわたる使用は原則として禁止すること。
- (3) 公用車両簿・運転日報を点検し、車両の保全に努めること。
- (4) 保管する車両の状況を常に把握しておくこと。
- (5) 毎月1回以上車両の点検を行い、その結果を学校長に報告すること。

(運転者の遵守事項)

第6条 運転者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 道路交通法・その他交通関係法規を遵守し、安全かつ確実な運転を行うように努めること。
- (2) 自己の運転する車両の性能・構造及び特徴を熟知し、始業前の点検を必ず行うこと。
- (3) 運転を終わったときは、速やかに当該車両を点検し、必要な整備を行い、運転日報を記載し、車両管理責任者に報告すること。
- (4) 身体的不調時には、車両を使用しないこと。

(事故等の報告)

第7条 運転者は、その運転する車両を破損したとき又は運転中に事故が生じたときには、速やかにその状況を安全運転管理者に連絡して学校長に報告する。

管理責任者の別表 ※車両並びに保管管理者

車 両	保管管理者

車 両	保管管理者

農業機械の使用

(趣旨)

第1条 この規程は、農業機械を安全かつ、適切に管理・使用するために定めるものとする。

(農機具の使用心得)

第2条 農機具の使用心得は、次のとおりとする。

- (1) 農機具を使用する場合は、所定事項を使用簿に記入し、係職員の承認を受ける。

- (2) 農機具使用後は、使用簿に返済時間及び必要事項を記入し、係職員の点検及び承認を受ける。
- (3) 農機具は、使用前に必ず点検する。
- (4) 使用中に破損及び故障した場合は、係職員に連絡する。
- (5) 使用中に事故をおこした場合は最寄りの人に連絡し、係職員及び学校長に報告する。
- (6) 機関付き農機具の燃料、潤滑油の補給は係職員に申し出る。
- (7) 使用後は水洗いし掃除、点検を行い所定の場所に返納し、係職員にその旨報告する。
- (8) 小修理を必要とする場合は、使用者が責任をもって行う。
- (9) 正確、正常な使用法操作法を守り、常に破損故障のおこらぬよう注意する。
- (10) 特に火気及び安全について注意する。
- (11) 農機具の能力を知り、過負荷運転操作をしない。
- (12) 安全な服装で運転する。

製造機器の使用

(趣旨)

第1条 この規程は、製造機器を安全かつ、適切に管理・使用するために定めるものとする。

(製造機器の使用心得)

第2条 製造機器の使用心得は、次のとおりとする。

- (1) 法令により取扱いが規制されている機器薬品の使用にさいしては、取扱い責任者の許可のもとに資格者が執り行う。
- (2) 機器使用は、整備点検済みを確認して行う。
- (3) 実験・実習に当たっては、常に災害の予防と実験・実習の効果を高めることに努める。
- (4) 機器薬品使用に当たっては、係職員の指示を受けこれを守る。
- (5) 機器操作は、沈着機敏、正確に行う。
- (6) 災害予防に留意し、災害発生の際は直ちに係職員その他に連絡しその指示を受ける。
- (7) 機器その他の故障の際は、係職員の指示を受ける。
- (8) バーナー点火時の逆火による火傷、過熱による火災燃料への引火に注意する。
- (9) ボイラー使用前、使用中においては安全弁、安全底、水面、圧力計、給水装置その他をよく点検し、取扱い者は常に所定の場所にいなければならない。
- (10) 高圧蒸気の噴出（二重釜、ガラン、パイプ破損等）と蒸気パイプ接触による火傷に注意する。

- (11) 各機器回転部（プーリー、ギヤー、ベルト、シーマーチャック、ロール等）のカバー完備とこれに触れないように注意する。
- (12) 刃物、ガラス器具、その他鋭利な金属（缶フレンデ）の取扱いに注意する。
- (13) 薬品の取扱い（特に破損ビン、開栓時、保管、混合、食品への混入）に注意する。
- (14) スイッチ入断時における感電、漏電に注意する。
- (15) 機器停止時（清掃、整備、故障）におけるスイッチ入断に注意する。
- (16) 原料加熱時における突沸、転倒による火災、火傷に注意する。
- (17) 重量物の移動運搬に注意する。

更衣室の利用

（趣旨）

第1条 この規程は、更衣室を適切に管理・使用するために定めるものとする。

（管理責任者）

第2条 更衣室の管理責任者は、次のとおりとする。

- (1) 各学科に更衣室世話係りを置き、日々の管理計画を行う。
- (2) 更衣室は、農業科目担当で維持管理及び生徒指導に当たる。

（鍵の管理）

第3条 更衣室の開閉と鍵の管理は、次のとおりとする。

- (1) 更衣室の鍵は、各学科で保管する。
- (2) 各クラスの更衣室の開閉は、科目担当者が責任を持って行う。
- (3) 更衣室の利用時間以外は、施錠する。

（利用心得）

第4条 更衣室の使用心得は、次のとおりとする。

- (1) 更衣室は常に清潔にし、大切に利用する。
- (2) 他学科の更衣室は利用しない。
- (3) 他人の持ち物には触れない。
- (4) 更衣室には貴重品を置かない。
- (5) 更衣室での飲み食いはしない。
- (6) 実習服等は常に洗濯をし、清潔に努める。
- (7) 更衣室を破損した場合は、責任を持って補修する。